



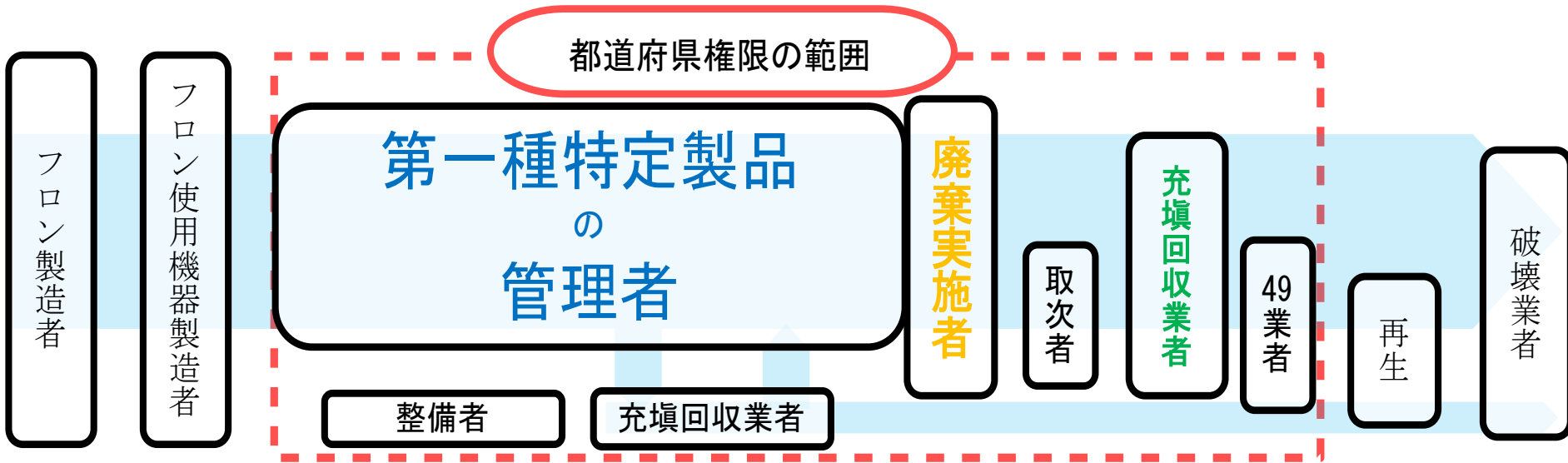
# 東京都環境局からの発表



2017.1.25



# 全体像の確認



- 第一種特定製品の管理者 . . . 約 63 万事業所
- 充填回収業者 . . . 約 3.8 千業者
- 都内建物解体工事 . . . 約 2 万件 / 年
- 49条業者 . . . 6 業者



# 各主体に対する取組

## 第一種特定製品の管理者

- 情報発信  
├── 点検マニュアル作成・配布  
├── ホームページ開設  
    (点検記録簿掲載、ツイッター、広報東京都 等)  
├── 講演・説明会  
    (区市町村、各事業者団体、国 等)  
└── 各種通知の発送  
    (400団体、区市町村、高圧ガス保安施設3千所 等)
- 問合せ対応、助言・指導
- 立入検査 等



## 第一種特定製品の管理者への立入検査

平成27年7月から開始

現時点まで約150の事業所へ立入検査等を実施

検査体制：2名

検査時間：0.5～2時間（規模によって異なる）

検査内容：管理者の判断基準の遵守

機器廃棄時の規定の遵守 + ヒアリング※

※ 機器の更新見込や更新見込の機器の仕様（冷媒の種類）、機器導入のポイントなど

【状況】 多くの企業で遵守するための取組が確認された  
複数の企業に助言等を実施した  
機器管理にあたっての多様な体制が存在  
同業種・同業態であっても体制に違い有



## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

### 立入検査 — 産廃Gメン連携

- ・ Gメン車に同乗して現場を回る
- ・ フロンの担当が同行できない場合  
引取証明書の提出を依頼する書面を、Gメンが渡し、後日フロント担当宛FAXの送付がある

### 建り法合同パト 単独でも実施

業務用フロンに関するFAX送付依頼書兼送付票

※ 送付する際は、本票をFAXの一枚目に添付して送付してください。

<b>FAX送付先</b>	
フロン類についてのお問合せ先	
東京都 環境局 環境改善部 環境保安課 フロン対策担当	〒100-8501
電話 03-5388-3471 (直通)	
FAX 03-5388-1376	
現地調査担当者 (本票交付担当者)	
東京都 環境局 資源循環推進部 産業廃棄物対策課 不燃対策課 担当	〒100-8501
電話 03-5388-3446 (直通)	
FAX 03-5388-1381	

フロン類の取扱いについて

平成 28 年 11 月 29 日

解体業者 \_\_\_\_\_

現場: \_\_\_\_\_

において確認された 廃棄用冷凍冷蔵庫/業務用空調機 等のフロン類について

OFAXで以下の書類の写しを送付してください (フロン類の回収状況を確認するための書類です。)

委託確認書 兼 引取証明書 【行務管理課 (フロンマネジスト) のE票】

Oお願い

フロン類をみだりに放出すると1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金が科せられます。フロン排出抑制法に則り適切な回収・処理をお願いします。

### 情報発信

等



## 解体工事現場におけるフロン回収の現状

- ・ 大規模解体工事現場  
委託確認書の交付によりフロン回収が実施されている。
- ・ 中小の解体工事現場  
下請け業者や孫請け業者により解体作業が進められているため、ヒアリングしても不明の場合が多い。  
既に更地であった、解体に未着という状況が多々ある。

## 解体工事に係る行政指導の事例

3棟解体する工事において、1棟分の5台設置されていた空調機器の回収が確認できない事態が発生（下請け業者からの通報）。委託確認書の交付がなかったことから、廃棄等実施者に対し文書による改善指示を実施。改善内容の書面の提出を受けその対応等を確認。



## 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 講習会（東冷協と共催）
- ・ 法改正チラシ作成・配布、情報発信
- ・ 助言・指導
- ・ 立入検査 等

### 充填回収業者の行政指導の事例

- ・ 冷媒フロン類取扱技術者の資格で、充填回収業ができると勘違いしていた → 迅速に登録を行うよう指導
- ・ 充填量回収量報告が未提出のまま、更新を行なおうとした → 立入検査により業の記録について確認・指導



# 各主体からの声

## 第一種特定製品の管理者

- 法がわかりづらい  
(法と管理者の判断基準の位置づけ)
- 不公平感や疑心暗鬼  
(全管理者での取組とその把握がなされているのか)
- 費用負担増
- 簡易点検では機器に異常は見つからない  
(この点検自体が無駄である)
- 効率化や新たな対策を考えたいが、今後の機器の動向が不透明で、どうしていくべきか悩んでいる





## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

- ・ 機器故障（経年劣化）。フロンが抜けているので、廃棄処分＝フロン回収不可
- ・ 全てを解体業者に任せていて、回収等への対応は不明（当然フロン回収は対応しているはず…）

## 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 管理者（廃棄等実施者）が法を知らない
- ・ フロンは目に見えないので放出してもわからない。いい加減な業者もけっこういる。
- ・ 機器が壊れてから（フロンが抜けている）回収を依頼される



# “+”で行う取組

## 第一種特定製品の管理者

- ・ 業界団体と連携した現地訪問
- ・ 漏えい量の多い業種・業態から立入検査
- ・ 製造メーカー等へのヒアリング（機器の低GWP化等）

## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

- ・ 業界団体における講演
- ・ 区市町村との連携

## 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 窓口申請時の法の確認の徹底
- ・ 立入検査の強化



# 業界団体と連携した現地訪問

東京都環境局
チラシ

## フロン排出抑制法 業務用冷凍空調機器 点検していますか？

平成27年4月から  
フロンを使用した  
業務用の冷凍冷蔵庫や業務用のエアコンを  
点検することが義務付けられています

**義務の内容**

- ① 業務用機器の点検
  - ・ 全ての機器は簡易点検（3月に1回以上）が必要です。
  - ・ 圧縮機定格出力7.5kW以上の機器は専門家による定期点検が必要です。
- ② 点検の結果を記録
  - ・ いつ、だれがどの機器を点検したか記録し、保存しておきます。
- ③ 機器の修理は迅速に対応
- ④ 機器を廃棄する時は、専門業者にフロンの回収を委託 などなど

でも…

何から  
始めれば  
いいの？

どこを  
点検したら  
いいの？

お困りの時は  
東京都環境局にご相談ください。

○電話でのお問合せ○  
フロン排出抑制法についてご不明な点を  
お電話でお答えしています

○現地説明に伺います○  
商店街振興組合（現地）等に伺い、  
説明をさせていただきます（詳細は裏面）

お問合せ先  
東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当  
電話 03-5388-3471(直通)

○ 現地説明に伺います ○

東京都環境局では、フロン排出抑制法に基づく点検について  
一般社団法人東京都冷凍空調設備協会（東冷協）とともに、  
現地説明を実施させていただきます。

説明メニュー	<ol style="list-style-type: none"> <li>① なぜ、フロンの対応が必要なのか等、法律の概要をご説明</li> <li>② フロンを使用した機器の確認</li> <li>③ 点検が必要な機器のリスト作成をお手伝い</li> <li>④ 点検の方法（技術者が確認ポイントをご説明）</li> <li>⑤ 点検結果の記録の方法</li> <li>⑥ 機器の処分手続き方法 <span style="float: right;">などなど</span></li> </ol>
説明時間	1 時間から 1 時間半
説明費用	無料です
説明実施団体	次の2 団体が共同で実施しています。 (お申し込み先) また、身分証を携帯し、お伺いします。

東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当  
電話 03-5388-3471(直通)

一般社団法人東京都冷凍空調設備協会（東冷協）  
電話 03-3437-9236

！ 売り込みにご注意ください ！

最近、環境省などから指示されたと偽り、  
点検等の契約を無理やり結ぶ“点検業者”がいます。  
また、「フロン排出抑制法の改正で、  
フロンが使えなくなるので、  
フロンから別のガスに入れ替えたほうが良い」と  
偽りガスの入れ替えを勧誘する業者もいます。  
これらには十分ご注意くださいとともに、  
疑問点があれば下記にお問合せください。  
(東京都環境局の職員若しくは東冷協の職員は身分証を携帯しています)

こんな売り込みには注意！

フロンを使用した空  
調機器の点検を無  
料でやります。いつ  
がいいですか？

環境省から指示さ  
れています。

別のガスに入れ替え  
たほうがいいですよ

お問合せ先  
東京都環境局環境改善部環境保安課フロン対策担当  
電話 03-5388-3471(直通)



# 行政から見た課題の整理

## 第一種特定製品の管理者

- ・ 管理者数が膨大
- ・ 誰が管理者なのか不明
- ・ 法への理解不足＝国の周知不足

## 廃棄等実施者（建物解体現場等）

- ・ 所管に解体現場の情報がない
- ・ 現場に行かないと業務用か不明

## 第一種フロン類充填回収業者

- ・ 業者の技術レベル差等が大きい
- ・ 回収現場の検査はタイミング次第



## 49条業者

- ・ 都道府県をまたいで業を実施している
- ・ 当該業者を経由した場合、破壊証明書等の交付義務がない（都認定業者の場合は要綱で証明書等の交付義務の規定有）
  - ・ 冷媒回収センターとの違い

## 都道府県

- ・ 体制が整わない(人員・予算)
  - ※次頁の法における都道府県の役割参照
- ・ 情報不足（低GWP機器開発動向等も）



# 法における都道府県の役割

## 都道府県には2つの役割

その1

第一種特定製品を取り扱う者を規制する官庁としての役割

その2

第一種特定製品の管理者・廃棄等実施者としての役割

・ 第一種特定製品の管理者に係る指導・助言、勧告、命令（第17条及び第18条）できる規定

・ 第一種フロン類充填回収業者の登録等（第27条～第36条）

・ 第一種フロン類充填回収業者からの充填量及び回収量の報告等（第47条）

・ 第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類充填回収業者等に係る指導・助言、勧告、命令（第48条及び第49条）

・ 報告の徴収及び立入検査（第91条及び第92条）



## 課題等を考慮した対応策(未検証)

### ☑ フロン使用機器の製造販売者（機器メーカ）の 機器管理対応を義務化

（必要な経費は管理者が支払う）

- step 1 販売業者登録
- step 2 設置時のフロン法の説明
- step 3 設置機器DBに機器を登録
- step 4 各種点検の実施
- step 5 機器の迅速な修繕
- step 6 算定漏えい量の報告

メリット

登録業者のみへの立入検査等で済む  
確実な知見で点検等が行える

デメリット

既設の機器への対応





☑ 記録の保存や書面の交付に係る様式全てを  
規定の様式とする

step 1 管理者関係

- ・管理機器のリスト
- ・機器点検修理の記録

step 2 充填回収関係

- ・充填／回収証明書
- ・行程管理制度に係る書面

メリット

取組(記載)がないことが明確化  
規制しやすい

デメリット

既存の書面等からの転換

☑ 漏えいの可能性が高くなる年数が経過した  
機器 (例：耐用年数×2倍) に、税を導入

メリット

機器転換の促進

デメリット

既設の機器の把握





☑ 温対法に基づく特定排出事業者からの算定・報告制度にも位置づけ

step 1 温室効果ガスのうちHFCsのみ 報告者の要件や下限値を無くし、報告対象とする

step 2 事業者の対応を継続的に把握

メリット

約14千事業者の現状を把握

デメリット

算定漏えい量とのかぶり感

☑ 管理者立入検査データベースの構築・運用  
都道府県で連携して、情報共有を図る

step 1 データベースの構築

step 2 都道府県が立入検査結果を入力

step 3 情報共有で、検査先の重複等をなくす

メリット

立入検査の効率化

デメリット

システム構築



## ☑ 機器処分に当たっての届出制度導入

(アスベストやPCB等の制度を参考に)

step 1 処分する機器の直近の点検記録と、  
フロンの処分計画の届出

- ・点検記録簿でフロンの種類と量を把握
- ・処分計画で充填回収業者と処理先を把握

step 2 実績報告の提出

- ・引取証明書及び破壊証明書

step 3 (12コマ目の) 機器DBから機器を削除

step 4 回収されなかったフロンの量に応じ、  
廃棄等実施者から負担金を徴収

### メリット

確実な回収の視覚化  
処分まで見据えた機器の設置に貢献

### デメリット

事業者・届出受理機関の負担増



- ☑ 解体工事現場におけるフロン及びフロン使用機器の処分に関して、建り法や廃掃法に位置づけ

メリット

自治体の手間等の減

デメリット

他法令の改正

- ☑ 充填回収業者を許可制度に移行  
複数県にまたがる業者は国許可へ

メリット

一定の技術レベルの維持  
申請者・自治体の負担減

デメリット

許可にあたっての審査基準設定

- ☑ 回収処分費の基準設定  
(フロンの種類・量等に応じて設定)

メリット

費用の明確化  
確実な回収に寄与

デメリット

業者間の競争がなく効率化が図れない



- ☑ 充填回収業者の資格の統一化(国家資格に)  
5年に1度の講習受講の義務化

メリット

業者のレベル維持

デメリット

業者負担の増

- ☑ 指定製品の機器データベースの構築  
管理者の設置状況に合わせた機種を選択・  
比較ができつつ、低GWP機器へ誘導

【掲載内容】

機器の仕様、省エネ性能

フロンの種類・標準的なフロンの量

類似機の比較

使用者からの声

など

メリット

法第3条の指針にも寄与  
低GWP機器への転換加速

デメリット

幅広い機器情報の掲載が求められ、製造販売業者の負担増



## ☑ もっと現場に届く普及啓発を！

step 1 各戸に届く情報の発信

- ・ 事業所関連調査にチラシを封入
- ・ もっとメジャーなメディアの活用
- ・ 戸別訪問でPR

step 2 コンサルへの委託

- ・ PR手法のある企業へ委託を実施

step 3 わかりやすい共通ツールの作成

- ・ 充填回収業者の車用のステッカー

### メリット

フロンへの認識UP  
低GWP機器への転換加速

### デメリット

有効なツールが見当たらない



☑ ワンストップフロン窓口の設置

フロンに関して、機器導入や設置の検討から廃棄時の対応までを一括して相談できる

メリット

設置者の統一的なフォローが可能

デメリット

公平な知見を有する者の配置

☑ グリーン購入方針の強化

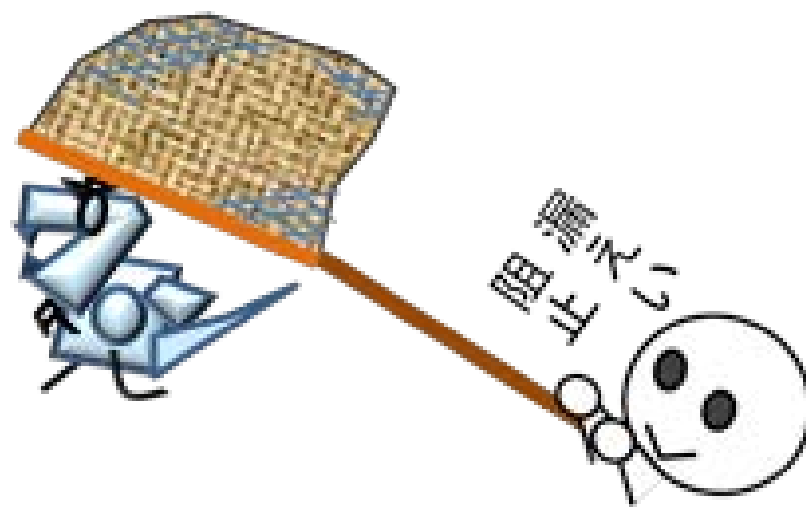
国が率先して低GWP機器を購入し市場を活性化

メリット

低GWP機器への転換加速

デメリット

経費増



東京都環境局

